

ハートフレンド割引（基本プラン（音声））

定額料	不要
-----	----

■ 加入条件

お客さまが、以下の全ての条件を満たした場合に「ハートフレンド割引（基本プラン（音声））」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

1. 個人契約であること
2. 以下のいずれかの交付を受けていること
 - 身体障害者手帳
 - 療育手帳
 - 精神障害者保健福祉手帳
 - 特定疾患医療受給者証[※]
 - 特定疾患登録者証[※]
 - 特定医療費（指定難病）受給者証[※]
 - 特定疾患医療券[※]
 - 自立支援医療受給者証（精神通院医療）[※]
 - 小児慢性特定疾病医療受給者証[※]
 - マル都医療券[※]
 - 奈良県特定疾患医療費助成事業承認書[※]
3. 基本プラン（音声）に加入していること
4. 同一名義の別回線にて、ハートフレンド割引またはプライオリティサポートの適用がないこと
5. 本サービスの対象となるお客さまが使用者として使用者情報が登録されていること

[※]別途、ご本人確認ができる書類（運転免許証、健康保険証、パスポートなど）が必要です。

■ 割引内容

1. 以下の事務手数料が無料となります。
 - 契約事務手数料／機種変更手数料／契約変更手数料／譲渡手数料
2. 「基本プラン（音声）」の基本料より200円[※]を永年割引します。
 - [※] 記載の金額を税抜金額から割引します。ソフトバンクへ新たにご加入されるお客さまが本サービスに申し込みする場合は、加入日から本サービスが適用（割引額は日割計算）されます。
 - [※] 割引額が割引対象料金を超えた場合でも、超過分は翌請求月に繰り越しいたしません。
3. 以下のオプションサービスの月額使用料を永年60%割引します。
 - 留守番電話プラス／割込通話／位置ナビ／S!電話帳バックアップ
4. 請求書オプションを無料とします。

「ハートフレンド割引（基本プラン（音声））」提供条件書

更新日：2020年3月12日

ソフトバンク株式会社

■ 解除条件

お客さまが加入条件を満たさなくなった場合、本サービスは当該請求月をもって適用を終了します。
割引適用中の回線を解約した場合、前請求月をもって適用を終了します。

提供条件書記載事項の変更について

- ・ 当社は、本提供条件書の記載事項を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の提供条件書の記載事項によります。
- ・ 本提供条件書の記載事項を変更する場合、当社ホームページに掲載する方法、文字メッセージ（契約者回線又は当社電気通信設備から送信された数字、記号及びその他文字等によるメッセージをいいます。）を配信する方法、又は当社が適当と判断する方法にて事前に通知します。
- ・ 最新の提供条件書は、当社ホームページ（<https://www.softbank.jp/>）に掲載いたしますので、ご確認ください。なお、提供条件書記載事項以外の部分については、3G通信サービス契約約款、4G通信サービス契約約款及び5G通信サービス契約約款を適用します。
また、詳細につきましては当社ホームページでも確認できます。
- ・ 本提供条件書に規定する5G通信サービスに関連する事項及び5G通信サービス契約約款については、2020年3月27日から効力を生ずるものとします。

更新履歴

2019年9月6日 作成

2020年3月12日 更新

「ハートフレンド割引（基本プラン（音声））」提供条件書

更新日：2020年3月12日

ソフトバンク株式会社